

証明書等の取り扱いについて

平成27年4月1日

基本的に全て写し不可。

卒業証明書

申請前にとられたものなら、特に期日で制限しない。

学力に関する証明書

申請日より原則として3ヶ月以内の証明日であるものとする。

(注) 開封されてあるものは期日にかかわらず不可とする。

介護等体験証明書

原本の添付を要する。(写しは原本証明があっても不可)

免許状

原本を確認する。

現職の方は、原本証明でも良いが申請日より3ヶ月以内の証明日であることを要する。

実務・人物・身体に関する証明書

申請日より3ヶ月以内の証明日であることを要する。

戸籍抄本

申請日より3ヶ月以内の証明日であることを要する。

以上